

## 情報通信審議会 情報通信技術分科会（第160回）議事録

1 日時 令和4年1月25日（火）14：30～15：08

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

尾家 祐二（分科会長）、安藤 真（分科会長代理）、石井 夏生利、  
伊丹 誠、江崎 浩、江村 克己、上條 由紀子、國領 二郎、  
三瓶 政一、高橋 利枝、長谷山 美紀、平野 愛弓、森川 博之  
（以上13名）

（2）総務省

<国際戦略局>

田原 康生（国際戦略局長）、山内 智生（官房審議官）、  
新田 隆夫（技術政策課長）、山口 典史（通信規格課長）、  
重野 誉敬（通信規格課 国際情報分析官）

<総合通信基盤局>

野崎 雅稔（電波部長）、  
荒木 智彦（基幹・衛星移動通信課 基幹通信室長）、  
井出 真司（移動通信課 新世代移動通信システム推進室長）、

（3）事務局

成田 隆（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）報告案件

① 「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「76GHz帯  
小電力ミリ波レーダーの技術的条件の見直し」の検討開始について

【平成14年9月30日付け諮問第2009号】

- ② 「気象レーダーの技術的条件」のうち「次世代高機能気象レーダー等の導入に関する技術的条件」の検討開始について

【平成29年9月27日付け諮問第2040号】

- ③ 国際電気通信連合 (ITU) 世界電気通信標準化総会 (WTSA-20) に向けた準備状況について

## 開 会

○尾家分科会長 もう1月も下旬になりますが、本年もよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから情報通信審議会第160回情報通信技術分科会を開催いたします。本日もウェブ会議にて会議を開催いたします。

現時点で定員、委員15名中13名が出席し、定足数を満たしております。ウェブ会議となりますので、先ほども説明がありましたが、皆様、御発言の際には、マイク及びカメラをオンにして、名のっていただきまして、御発言をお願いいたします。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

## 報告案件

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「76GHz帯小電力ミリ波レーダーの技術的条件の見直し」の検討開始について

【平成14年9月30日付け諮問第2009号】

○尾家分科会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は報告案件3件でございます。

始めに、諮問第2009号、「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「76GHz帯小電力ミリ波レーダーの技術的条件の見直し」の検討開始について、陸上無線通信委員会主査の安藤委員から御説明をお願いいたします。

○安藤分科会長代理 安藤です。

それでは、「76GHz帯小電力ミリ波レーダーの技術的条件の見直し」の検討開始について御説明します。

最初に、1ページ目を御覧ください。概要についてまとめています。

背景として、本件が対象とします76GHz帯のレーダーは、主に自動車のクルーズコントロールであるとか追突防止機能実現のために用いられています。また、衝突被害軽減ブレーキの搭載の義務化など、今後ますます需要が増大すると考えられることから、

高性能なレーダーの導入、具体的には、より、横ですね。広い角度も監視できるようなレーダーなどが期待されています。これらの背景を受け、射程を維持したまま、物体検知範囲の広角化を狙うなど、レーダーシステムの自由度の高い設計を可能とする技術的条件の検討を開始するものです。

具体的には、空中線電力と空中線利得——これはビームの鋭さです——のそれぞれを制限している現行の基準に代わり、これらの和である等価等方輻射電力、EIRPといいますが、これのみを制限する基準を導入するための技術条件を検討します。

2ページ目を御覧ください。具体的な検討項目及び想定するスケジュールについてまとめたものでございます。

具体的な検討項目については、自動車産業の国際化にも対応し、諸外国との整合性を考慮した等価等方輻射電力のみによる基準化、それから等価等方輻射電力による基準を適用した場合の同一及び隣接周波数帯における既存の業務、これは電波天文であるとか、固定・移動通信、アマチュア無線、衛星、宇宙研究などとの共用の検討の二つになります。

スケジュールとしては、令和4年の1月中に、国立研究開発法人情報通信研究機構の豊嶋ワイヤレスネットワーク研究センター長を主任とする、76GHz帯小電力ミリ波レーダー高度化作業班において実際に検討を開始し、夏頃を目途に検討結果を取りまとめていただくことを想定しています。

なお、当該作業班の構成については、平成26年の占有周波数帯幅の拡張で検討をお願いした皆様に引き続き御協力いただく方向で調整を進めております。

3ページ目を御覧ください。3ページ目は、本件の実施によって創出が期待される効果について説明しています。

まず、レーダーの射程は、空中線電力及び空中線利得の和に依存し、この和が等価等方輻射電力となります。デシベルで言うので和と言いますが、実際には積です。

現行の電波法令においては、これは参考として4ページに記載がありますが、空中線電力及び空中線利得、それぞれ両方に制限の値が規定されています。ビームを広げることができますが、電力が限られているので、広げる分、射程が短くなるような規定になります。現行の規定では、例えば、10dBmの空中線電力及び40dBiの空中線利得を有するレーダーについて、空中線利得を20dBiに減ずることで空中線ビームを広角化して、少し視野を拡げて見られるようにしますと、出すことができる等価

等方輻射電力も20dB低くなるため射程が短くなります。ちょうどこれは懐中電灯の電池を替えずに、反射鏡を外して豆電球だけにしたようなものです。そういうような効果があります。

他方、等価等方輻射電力のみに上限値を規定することと同様の広角化を行う場合でも、空中線利得の減少分を空中線の電力で補うことを許すこととなります。そうすると、等価等方輻射電力を広角化する前と同じ値に維持することもできますので、射程が縮むことはありません。これは電池を少し強力にして、正面から見たときの強さは変えずに横も照らせるようにすることを許容するような効果があります。

このように、本件の実施に伴い、76GHz帯レーダーの設計の自由度が向上し、市場の需要に応えられる、より高機能な製品の実現が可能となると考えています。

実際には、背景雑音の規制としては若干緩くなるわけですが、大電力を360度まき散らすような製品は、実際には省エネの観点で出現しないということが、これまでの経験でも分かっています。

なお、この76GHz帯レーダーに係る我が国と諸外国の現行規定で、EIRP、等価等方輻射電力を概観してみますと、諸外国においてはおおむね55dBm以下での規定となっており、日本は、これらとほぼ同等、あるいはこれ以下となっています。これまでに干渉などの問題の発生については報告されていません。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

○尾家分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

それでは、伊丹委員、お願いします。

○伊丹委員 伊丹でございます。1点、質問をさせていただきたいと思いますが、EIRPを用いることは非常にいいことだと思いますが、そうすることによりまして、まだこれからの議論だと思うのですが、現行のものより条件が厳しくなったりするか、あるいはもっとよくなる、全体的に緩くなるとか、そういったような見込みはございますか。何か特に問題が生じそうなシステムとかはございませんか。

○安藤分科会長代理 遠くから見て正面の離隔距離が変わることはありません。変更により問題が生じないということを説明しましたが、実は、先生がおっしゃるように、側方や、近傍での電界、電波のレベルが上がるとかということはあると言えます。ただ、先ほど述べたように、これまで普及した製品を見てみると、そういうものが出現す

ることはほとんど考えられないということで、より高性能のレーダー設計を期待して、検討を行うことを考えています。ただし、たとえば台数がとんでもなく増えて、みんなが電波を出すようになると、極端な例で言うと、温暖化のようになるわけですから、これが日本が慎重な形でスタートした理由でもあったと考えます。

無線LANでも全く同じ議論がありまして、電波の鋭さと、それからいわゆる出力の両方を規定していたのですが、技術が成熟してきたときには、世界的に主流となっているEIRPだけでシンプルに規制するという方向に、改訂が行われました。レーダーも一応緩和という面がゼロとは言いませんが、それによる悪影響はないと考えています。以上です。

○伊丹委員 了解です。ありがとうございました。

○尾家分科会長 ありがとうございます。

そのほか、何か御質問、御意見などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、日本が早めにこういった基準によって実施していたことに対して、欧米が今回示されている一つの指標で運用していったというふうに理解してよろしいでしょうか。それに対して、日本も今回見直していくというふうに。

○安藤分科会長代理 はい。おっしゃるとおりです。それは日本のやり方のほうが、私は安全なやり方を取ったということで考えています。

以上です。

○尾家分科会長 ありがとうございます。それでは、三瓶委員、お願いします。

○三瓶委員 すみません。補足ですけれども、EIRPでやるというのは、5Gの関係でいうと、基地局設備が多素子アレイになるということがあって、一体化されたシステムが多くなってきて、空中線電力の分離測定が難しくなっているというもう一つの背景もあって、EIRPで一括で規定するという大きな流れがあるので、そういうものと多分同期して、こういうものがこれから進んでいくのだらうと思います。

以上です。

○安藤分科会長代理 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

逆に、広い視野で見ることができる高機能なレーダーが出てくるということは、もし雑音があれば、広い範囲からの雑音が聞こえてしまうわけですから、これを抑圧する信号処理もどんどん進んできていますので、その技術的恩恵も勘案して、こういう提案をする方向性だと思います。ありがとうございました。

○尾家分科会長　　どうも、三瓶委員、ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。

では、検討を進めていただきまして、また御報告、楽しみにしております。よろしく  
お願いいたします。

安藤委員、ありがとうございました。

「気象レーダーの技術的条件」のうち「次世代高機能気象レーダー等の導入に関  
する技術的条件等」の検討開始について

【平成29年9月27日付け諮問第2040号】

○尾家分科会長　　では、続きまして、諮問第2040号、「気象レーダーの技術的条件」  
のうち「次世代高機能気象レーダー等の導入に関する技術的条件等」の検討開始につ  
きまして、これも陸上無線通信委員会主査の安藤委員から御説明をお願いします。よろ  
しくお願いします。

○安藤分科会長代理　それでは、続けて御説明します。

1 ページ目を御覧ください。検討の背景です。

気象レーダーは気象予報や災害情報に役立てられ、国民生活の安全・安心の確保に不  
可欠なものになっています。近年の災害の激甚化に伴って、ゲリラ豪雨などの発生をい  
ち早く検知し、予報の信頼度を高めるために、より高性能な気象レーダーの導入と、自  
治体などにおいて小型の気象レーダーの補完的な配備が進められているところです。

このような要望を踏まえて、フェーズドアレイレーダーを始めとした次世代高機能気  
象レーダーなどの導入を図るとともに、気象レーダーシステムの活用と充実のために、  
気象レーダー間、それから他のシステムとの周波数の共用など、気象レーダーの技術的  
条件に関する検討を開始したいというものです。

今後の予定としましては、来年、令和5年の3月に報告書を取りまとめ、一部、答申  
をお願いしたいと考えています。

2 ページ目を御覧ください。こちらは気象レーダーの特徴及びこれまでの技術的な検  
討状況について整理したものになります。

我が国の気象レーダーは、主に広範囲な、大体400キロぐらいの射程を持つ、観測  
を目的とした5GHz帯気象レーダーと、それより比較的狭い、50キロから80キロ

ぐらいの射程を持つ9.4GHz帯及び9.7GHz帯気象レーダーの2つが運用されています。実際には、5GHz帯のレーダーは気象庁が全国20か所に配置しており、台風や集中豪雨などに関する警報や注意報の発令に利用されています。

5GHz帯の気象レーダーに関しては、記載のとおり、平成29年以前に、一部帯域において、5GHz無線LANと周波数共用がされています。5GHz帯無線LANには屋外での使用制限に加えて、気象レーダーのパルス電波を受信すると電波の発射を停止するDFSという機能があります。一方、気象レーダーにおいては、いろいろな信号処理を工夫し、小電力・狭帯域化して射程を延ばしており、このパルスパターンそのものが進化して、複雑化しています。したがって、5GHz帯無線LANのDFS機能がこれに追いつかない、十分に機能しない可能性が出てきているため、DFSにあらかじめ登録するパルスパターンの見直しを行い、周波数共用を維持することが重要となっています。また、5GHz帯気象レーダー同士の干渉回避機能の向上により、さらなる周波数利用効率の向上を目指していきます。詳細は、後ほど4ページ、5ページで説明いたします。

一方、高い周波数、9.4GHz/9.7GHz帯については、大体80キロメートルぐらいのカバレッジで、現在、主に国交省などが河川管理などのための降雨観測に利用していますが、こちらは小型化が可能であり、今後、自治体や民間気象会社で広く利用されることが期待されています。

まず、9.7GHz帯についてですが、今後、国交省等が設置している高性能型の気象レーダーに、フェーズドアレイ技術を導入して、さらなる高度化の検討を行っております。加えて、9.7GHz帯においては高性能型を地域的に補完する、より小型で安価な汎用型の気象レーダーに関する検討について、陸上無線通信委員会で報告を行い、現在、報告書の意見募集を実施しています。

そのような動きもある中で、国交省等が設置する既存の高機能な気象レーダーとの関係で設置場所の様々な条件、制約がある9.7GHz帯を避けた9.4GHz帯にも、汎用型気象レーダーを導入できるよう検討を行う必要もあります。

3ページ目を御覧ください。こちらは気象レーダーの高度化に向けた取組の歴史と今回の検討の位置づけを整理したものです。

新しい技術として、フェーズドアレイの普及、それから固体素子による小型化・汎用化、それからパルス波形信号処理の進化などがあります。今回の検討は、これらを受け



て、1つ目にフェーズドアレイレーダーの9.7GHz帯への導入、2つ目に、小型化・固体素子化した汎用型気象レーダーの9.4GHz帯への導入、3つ目に、5GHz帯気象レーダーにおける無線LANのDFSのためのパルスパターンの登録、の3点について検討させていただきたいと考えています。

以降は、各個別の技術についての説明です。4ページ目を御覧ください。

5GHz帯気象レーダーは、一部帯域において、5GHz無線LANと周波数を共用しています。気象レーダーの電波を受信した場合には、電波を停止するDFS機能の具備が必須となっています。

他方、5GHz帯気象レーダーのパルスパターンは深化・複雑化が進んでいるため、このDFSが動作しない可能性があります。パルスパターンは気象レーダー間の干渉除去でも影響を与えますので、周波数利用効率の向上も観点に入れ、設計されます。

このような状況を踏まえて、最新の気象レーダーのパルスパターンを調査・整理し、新たにDFSに登録が必要なパルスパターンを特定する、これを無線LANの技術要件に反映していくわけです。

5ページ目を御覧ください。5GHz帯気象レーダーは、利用者の要望に応じて、都度、個別に周波数を選定していたため、周波数割当の検討に時間を要していたのですが、気象レーダーの高度化に伴って周波数共用が複雑となり、周波数割当の検討がますます難しいものになってきます。このような状況を考えて、気象レーダー設置の計画段階で割当て可能な周波数と使用場所を明らかにする。つまり、総務省が割当ての計画をあらかじめ持っており、免許申請前に、設置者が総務省へ相談してきた段階で、割当て可能な周波数と使用場所を開示するということです。また、気象レーダーの円滑な導入を促進するためには、チャンネルプランの策定も必要となります。これも効率的な周波数利用に非常に資するものと考えています。以上のとおり、現状の制度の変更を考えております。

6ページ目を御覧ください。現在の気象レーダーはパラボラアンテナを用いたペンシルビームで観測を行っていますが、9.7GHz帯にフェーズドアレイ型レーダーを導入することにより、縦方向の多角度を一度に観測することが可能となり、高速観測を実現することができます。一方で、これまでの観測に比べますと、縦方向の広い範囲にビームを振るため、ほかのレーダーやシステム等への影響について問題がないか確認する必要があります。

例えば、地上系システムは衛星に影響を及ぼさないように、送信する電波を上には向けないことがありますので、ビーム走査も考慮して、周波数共用の検討を行う必要があります。

こういった検討を行い、レーダー自身、それからほかのシステムとの干渉低減技術について、確立を図っていきます。

7ページ目を御覧ください。9.7GHz帯気象レーダーの使用する周波数は、沿岸監視レーダーや波高計と帯域が重複していることから、これらとの周波数の共用を検討します。また、9.4/9.7GHz帯のレーダーでは共通して、イメージ周波数が、BS/CS放送受信機のものとなっており、このためにBS/CS受信設備との共用条件の検討とともに、場合によっては、BS/CSの受信設備側の対策についても検討してまいります。

8ページ目を御覧ください。9.4GHz帯は航空機搭載気象レーダーや船舶用気象レーダーなどが使用していることから、この周波数に汎用型気象レーダーを導入するに当たり、これらとの共用条件の検討も行います。先ほど言いましたように、BS/CS受信設備とのイメージ周波数重複の共用検討も行います。

説明は以上となります。御審議のほど、お願いします。

○尾家分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問ございましたら、チャット機能でお申し出いただければと思います。いかがでしょうか。

では、私から。

5GHz帯気象レーダーについて、無線LANと周波数を共用しているということですが、諸外国における気象レーダーの状況というのは今のDFSで全て検出できると理解してよろしいのでしょうか。

○安藤分科会長代理 5GHz帯気象レーダーと無線LANとの共用はかなり難しいところがあります。まず、我が国の話ですけど、日本で使っている気象レーダーのほとんど全てのパルスパターンを調べ上げて、重要かつ有効なものをリストアップして、次の無線LANの仕様としてDFSのパルスのパターンに登録することを考えています。ただし、実際には、無線LANも、かなり普及しており、また、そんなに頻繁に無線LANの仕様を変えることはできませんので、登録される予定のパルスパターンの情報を先立って入れ込んでやっていくのですが、時間的には逆手順のようなことにもなっている

ます。

今、御質問にあったように、気象レーダーに関しては、海外もレーダーのパルスパターンを全部見据えて設計するというのではなくて、我が国のレーダーを対象にして検討を行います。むしろ無線LANのほうは海外でも使う機器を設計する場合には、当該国のレーダーの運用の観点で検討し、出しちゃいけないもの、出しているものというその国の規定で規制されるのではないかと思います。従いまして、今回は日本で使うレーダーに従い、ルールを見直していくということだと思います。

○尾家分科会長     ありがとうございます。

委員の皆様、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは気象レーダー関係、今後より一層重要性を増していくと思いますので、これからの御検討を楽しみにしております。よろしく願いいたします。

③国際電気通信連合（ITU）世界電気通信標準化総会（WTSA-20）に向けた準備状況について

○尾家分科会長     それでは、続きまして、最後になりますが、国際電気通信連合（ITU）の世界電気通信標準化総会に向けました準備状況について、重野国際情報分析官から御説明をお願いします。

○重野国際情報分析官     総務省国際戦略局通信規格課国際情報分析官の重野でございます。よろしく願いいたします。資料160-3番、国際電気通信連合（ITU）世界電気通信標準化総会（WTSA-20）の準備状況について、に基づきまして、御説明をいたします。

2ページ目ですけれども、世界電気通信標準化総会（WTSA-20）の概要でございます。こちらにつきましては、昨年3月の技術分科会第155回でも御説明しておりますけれども、再度、簡単に御説明をさせていただきます。

WTSA-20は、当初は2020年11月にインド、ハイデラバードで開催される予定でしたが、新型コロナウイルスの影響によりまして2回延期されまして、本年、2022年3月1日から9日に、ITU本部があるスイス、ジュネーブで開催されるということになっております。

また、WTSAの期間が短縮されたということから、研究体制、スタディーグループ

の変更は行わないこと、それから電気通信標準化諮問委員会（T S A G）で実施可能な内容、具体的には研究課題の更新、それから勧告の承認につきましてはT S A Gで実施するということにつきまして、昨年2021年1月に開催されたT S A Gで合意されているという状況でございます。

W T S A－20の主な議題は、スライドの左下にある5項目となっております。これらのうち、1番、次会期における研究体制の決定につきましては、研究体制の変更は行わないということが既に合意されております。それから3番、次会期の研究課題の承認につきましては、昨年1月のT S A G会合で実施済みとなっております。また、5番、勧告案の承認につきましてもT S A Gで実施することになっております。したがって、W T S Aでは、2番、各研究委員会、スタディーグループの議長、副議長の任命、それから4番、決議案の承認、この2つが主な議題となります。

続きまして、おめくりいただきまして、3ページ目を御覧ください。A P Tからの共同提案の御説明でございます。

W T S Aでは、主に各地域における議論を反映した地域共同提案に基づいて議論が行われます。日本が所属するアジア・太平洋電気通信共同体（A P T）では、2019年7月から2020年11月までの間にA P T・W T S A準備会合を4回開催し、共同提案について議論いたしました。その後、2021年、昨年の8月に正式な手続が行われてきて、A P T共同提案、A C P・A P T顧問プロポーザルというものが決定されております。このA P Tの共同提案の内容というのが、この3ページ目から6枚分でございます。合計で29件でございます。主なものについて御説明をいたします。

最初に、この3ページ目の2番です。2番、決議2（I T U－T研究委員会（S G）の責任及び担務）。こちらはI T U－Tにおけるスタディーグループ、S Gの構成を定めているものでございます。A P Tの提案では、このS Gについて、原則として現状の体制を維持しつつも、S G 20、I o Tとスマートシティーを扱っておりますけれども、このうちクエスチョン、課題6というクエスチョン6のうちの番号管理、それからセキュリティ、これらをそれぞれより関連のあるS G 2、それからS G 17に移管するという若干の変更を提案しております。

続きまして、このページの項目の5番目、決議32（I T U－Tの電子的作業保育料右方の強化）についてでございます。昨今、オンラインでの会合が大半となっておりますけれども、T S B、電気通信標準化局長に対しまして、スタディーグループとT S A

Gで共通して適用可能なバーチャル会議、仮想会議及び遠隔参加の手順、ガイドラインの開発を指示するよう、決議の修正を提案するというものでございます。

続きまして、このページの項目の6番です。6番、決議35番（SG及びTSAG議長／副議長の任命）につきまして、こちらにつきまして、2018年に開催されたITUの全権委員会会議（PP18）で成立した決議と内容が重複しておりますので、我が国から廃止を提案しまして、合意されております。

このほか、決議の合理化につきましては、このページの項目の3番、4番、7番でも合意されておるといふものでございます。

続きまして、ちょっとページを飛ばしまして、8ページ目です。最後の29番を御覧いただければと思います。こちらは韓国からの新決議の提案でございます。世界的なパンデミックの拡大を防ぐためのICTの利用を促進するためのITU-Tの役割としまして、パンデミックの拡大等を防ぐための電気通信、ICTの利用を促進するため、加盟国のベストプラクティスと経験を収集し、有用なITU-Tの既存の成果物との潜在的な勧告を特定、標準化ロードマップを策定といったものの決議を提案しております。APTからの新決議提案というのは、この1つのみとなっております。

続いて、おめくりいただきまして、9ページ目を御覧ください。こちらの9ページ目が、ほかの地域から、アジア以外の地域からの新決議の提案でございます。

先ほど、IPTからのパンデミックに関する新決議提案を御説明いたしましたが、同様の提案がアラブ、それからアフリカの地域からも出されております。

それから、ITU電気通信標準化部門の活動における産業界の関与の重要性、この提案が欧州、それから米州、この2つから出されております。これら若干の違いはございますけれども、ほぼ同じ内容でありまして、具体的には産業界の関係者の参加者を増やす、あるいは産業界がITU-Tに対して関与できる範囲を広げる、産業界関与に向けた会合の継続と拡大、産業界の参加とアウトプットの評価分析、こういったものを提案しているものでございます。

パンデミック関係の決議につきましては、APTからの共同提案にもなっておりまして、適宜合意を目指すということを考えております。

それから、欧州、米州からの産業界の強化の新決議提案につきましても積極的に支持といったことを考えております。

最後に、最後のページ、10ページ目をおめくりいただきまして、こちらは御参考で

す。W T S A - 2 0、もう再来月の初旬でございますけれども、検討スケジュールでございます。

長くなりましたけれども、私からの御説明は以上です。よろしくお願いたします。

○尾家分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問ございましたら、チャット機能でお申し出いただければと思います。いかがでしょうか。

では、私から。

今、御説明ありましたように、欧州、あとアメリカにおいては、産業界の関与をもっと引き出すための方策について検討したいということですが、日本においてはいかがでしょうか。欧米と比べまして。

○重野国際情報分析官 ありがとうございます。

やはり日本でも、欧米に比べれば、多少、産業界の関与はまだ強いと思っておりますけれども、産業界の関与につきましては積極的に関わっていくようにしておりますし、現状、I T U - Tにつきましても、キャリア、それからベンダーをはじめ、多くの方々に携わっていただいております。ですので、積極的に、欧米に比べると、現状、まだ産業界の関与をいただいております。今後も引き続き関与いただきたいと考えているところです。

私からは以上です。

○尾家分科会長 ありがとうございます。産業界の方にとっては、このI T Uの標準化活動より、ほかの活動のほうが魅力的に見える部分があるということなのでしょうかね。

○重野国際情報分析官 耳に痛い御指摘ではありますが、特に欧米のほうでは、そういった部分があると認識しております。3 G P Pであるとか、そういったところへの関与が、やはり強くなっていると認識しております。したがって、やはりI T U - Tが産業界にとって魅力的になるように、私どもとしても、あるいはI T U - Tとしても動いていかなければならないと認識しております。

以上です。

○尾家分科会長 ありがとうございます。

平野委員、お願いします。

○平野委員 パンデミックの早期発見におけるI C Tの役割ということについて、もう

少し詳しく御説明いただけますか。これは報告を早くするとか、どういう観点なのでしょうか。診断に関することでしょうか。

○重野国際情報分析官 I T U - Tで携わっている分野になりますので、当然、診断とかよりは、I C Tの活用を期待、決議としてつくるということを考えておるものです。したがって、ちょっと共同提案の概要にも書いておりますけれども、ベストプラクティス、I C Tを活用したい事例ですね。有効な事例などを活用したり、集めたり、あるいはI T U - Tの既存の勧告でありますとか、あるいはテクニカルレポートなどからパンデミックの拡大防止に貢献できるようなものを探していきましょと、そういったものを想定しているということになります。

○平野委員 WHOとも交流をしながらということなのでしょうか。

○重野国際情報分析官 はい。WHOとも関与をしていくというものであります。

○平野委員 では、協力し合って、ある意味、補完し合いながら、パンデミックの早期発見と早期解決に貢献していくには、I C Tをどうしていったらいいかというのを議論していくというような理解でよろしいでしょうか。

○重野国際情報分析官 はい。おっしゃるとおりでございます。

○平野委員 分かりました。ありがとうございます。

○尾家分科会長 ありがとうございます。

そのほか、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

国際標準化活動は大変重要で、困難を伴うことが多いと思いますが、引き続き御対応、よろしく願いいたします。

## 閉 会

○尾家分科会長 それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かございますか。

では、事務局から何かございますか。

○成田総合通信管理室長 事務局もございません。

○尾家分科会長 それでは、本日の会議を終了いたします。どうも皆様、ありがとうございました。次回の日程につきましては、事務局から御連絡差し上げますので、皆様、

よろしくお願いいたします。

以上で閉会いたします。どうもありがとうございました。